

新旧対照表

○千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

改正案	現行
千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則	千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
平成九年十月七日 規則第八十一号	平成九年十月七日 規則第八十一号
別表第四（第六条）	別表第四（第六条）
一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定により砂防指定地における許可を要する行為	一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定により砂防指定地における許可を要する行為
二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づく土地改良事業	二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づく土地改良事業
三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為	三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可（同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為	四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可（同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為	五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の一第一項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第三十四条第二項及び第四十四条において準用する第三十四条第一項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為	六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の一第一項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第三十四条第二項及び第四十四条において準用する第三十四条第一項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
七 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第三十二条第一項の規定による道路の占用の許可及び同法第九十一条第一項の規定による道路予定区域における許可を要する行為	七 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第三十二条第一項の規定による道路の占用の許可及び同法第九十一条第一項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく土地区画整理事業及び同法第七十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為	八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく土地区画整理事業及び同法第七十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為	九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
十 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七条第一項及び第八条第一項の	十 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七条第一項及び第八条第一項の

改正案	現行
規定による海岸保全区域内における許可を要する行為	規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
十一　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の規定による特別地域内及び第二十一条第三項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為	十一　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の規定による特別地域内及び第二十一条第三項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
十二　地すべり等防止法（昭和三十二年法律第二十号）第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為	十二　地すべり等防止法（昭和三十二年法律第二十号）第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
十三　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び第三十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為	十三　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定による許可を要する宅地造成
十四　河川法（昭和二十九年法律第百六十七号）第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為	十四　河川法（昭和二十九年法律第百六十七号）第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
十五　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可を要する開発行為	十五　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可を要する開発行為
十六　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業及び同法第六十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為	十六　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業及び同法第六十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
十七　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為	十七　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
十八　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の一第一項の規定による農用地区域内における許可を要する行為	十八　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の一第一項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
十九　都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為	十九　都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
二十　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為	二十　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
二十一　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為	二十一　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
二十二　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年	二十二　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年

改正案	現行
法律第八十八号)第二十九条第七項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為	法律第八十八号)第二十九条第七項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
一二二 千葉県立自然公園条例（昭和二十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による特別地域内における許可を要する行為	一二二 千葉県立自然公園条例（昭和二十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による特別地域内における許可を要する行為
一四一 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業	一四一 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
一五二 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による特別地区内における許可を要する行為	一五二 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による特別地区内における許可を要する行為
一六三 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為 一部改正〔平成一二年規則一八号・一五年一一八号・一二一年一二五号・一二三年四五号・一六年五五号・二一年一六号〕	一六三 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為 一部改正〔平成一二年規則一八号・一五年一一八号・一二一年一二五号・一二三年四五号・一六年五五号・二一年一六号〕